

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義、所得税：外) (国税3) (法人住民税：義) (地方税2)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】	【 <u>単独</u> ・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額（国税）から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>具体的には、科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化の時代」が到来しており、各国は戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下しており、また、イノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、戦略技術領域に対する研究開発投資の拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフットिंगな投資環境の整備等に向けた見直しを行う。</p> <p>○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型を創設し、重点化</p> <p>○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との委託・共同研究を追加</p> <p>○大学等における戦略研究拠点との共同・委託研究時の対象費用の拡大、手続き合理化</p> <p>○税額控除の繰越制度の導入</p> <p>○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充</p> <p>○一般型の中に、控除率のインセンティブを強化した中堅企業型を創設</p> <p>○試験研究費の範囲の明確化</p> <p>○一般型の控除率の上乗せ措置の適用期限の延長（3年間延長（令和10年度末まで））</p> <p>○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長（3年間延長（令和10年度末まで））</p>	

		<p>○試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗せ措置の適用期限の延長（3年間延長（令和10年度末まで））</p> <p>○中小企業者等について、試験研究費が12%超増加した場合の上乗せ措置の適用期限を延長（3年間延長（令和10年度末まで））等</p>
		<p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条及び第42条の4</p> <p>地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号及び附則第8条</p>
5	担当部局	防衛省防衛装備庁装備政策部装備政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期: 令和7年8月</p> <p>分析対象期間: 令和5年度～令和10年度</p>
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型：昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制：昭和60年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度：平成5年度創設 ・総額型：平成15年度創設 ・高水準型：平成20年度創設 ・平成27年度税制改正にて、控除上限を法人税額の30%に引上げる（総額型25%、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）5%（ともに適用期限の定めなし））とともに、オープンイノベーション型の控除率（12%から20%又は30%）及び対象費用（中小企業からの知財権の使用料）を拡充し、繰越控除制度を廃止。 ・平成29年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し（第4次産業革命型のサービスの開発を追加）、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。 ・令和元年度改正にて、特別試験研究費税額控除制度の控除上限を法人税額の5%から10%に引き上げるとともに、支援対象を拡大し、一部控除率を引上げ。総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。高水準型を廃止し、試験研究費割合が10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和2年度末まで）。ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和2年度末まで） ・令和3年度改正にて、一般型（総額型から改名）の控除上限を25%から30%に引き上げるとともに、一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和4年度末まで）

		<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度改正にて、試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する仕組みを導入するとともに、控除率の傾きを見直し増加インセンティブを強化。ビッグデータやAI等を活用したサービス開発において、データの収集だけでなく、既存データを利活用する場合も対象に追加。特別試験研究費におけるスタートアップの定義を見直すとともに、高度研究人材の活用を促す措置を追加。控除率及び控除上限の上乗せ措置を3年間延長（令和7年度末まで） ・令和6年度改正にて、試験研究費の額の範囲から、居住者が国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除外。一般型について、増減試験研究費割合が0に満たない場合の税額控除割合を適用年分の区分に応じて見直すとともに、税額控除割合の下限を1%から0%に引き下げ。 	
8	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型を創設し、重点化 ○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との委託・共同研究を追加 ○大学等における戦略研究拠点との共同・委託研究時の対象費用の拡大、手続き合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 ○一般型の中に、控除率のインセンティブを強化した中堅企業型を創設 ○試験研究費の範囲の明確化（以上、適用期限の定めなし） ○一般型の控除率の上乗せ措置の適用期限の延長 ○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置の延長 ○中小企業者等について、試験研究費が12%超増加した場合の上乗せ措置の適用期限を延長（以上、令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）） 	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(令和5年度:22.1兆円)の約7割(同:16.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○科学技術・イノベーション基本計画 [令和3年3月26日閣議決定] 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標） ・令和3年度より令和7年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約30兆円 ・令和3年度より令和7年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約120兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究</p>

費割合の水準等を勘案)

○経済財政運営と改革の基本方針2025

[令和7年6月13日閣議決定]

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

(中堅・中小企業による賃上げの後押し)

中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。～略～100億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。

～略～

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

～略～

(4)先端科学技術の推進

我が国の国力に直結する科学技術・イノベーション力を強化し、国際競争を勝ち抜くため、官民が連携して大胆な投資を行い、多様な豊富な「知」を生み出すエコシステムを活性化する。このため、社会課題解決の原動力となるAI、量子、フュージョンエネルギー、マテリアル、バイオ、半導体、次世代情報通信基盤(Beyond 5G)、健康・医療等について、分野をまたいだ技術融合による研究開発・社会実装を一気通貫で推進する。

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版

[令和7年6月13日閣議決定]

Ⅲ. 投資立国の実現

令和12年度35兆円、令和22年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。

1. 中堅企業の創出・成長加速

②中堅企業の研究開発・輸出の促進

～略～

同時に、中堅・中小企業による大学等との連携も含めた研究開発を大胆に促すための仕組みを検討する。

V. 科学技術・イノベーション力の強化

1. 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一気通貫での支援

研究開発を通じた日本企業の産業競争力の向上の観点から、各国が戦略的に重要な技術領域を見極めて、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、人材育成・研究開発・成長する大学などの拠点形成・設備投資・スタートアップ育成・ルール形成等の政策を一気通貫で講じる中、我が国において戦略的な重要技術領域でのイノベーションを誘発していくための取組を強化していく。

このためにも、重要技術領域での企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進等に加え、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、これまで実施してきた施策の振り返りも踏まえつつ、研究開発税制等の税制によるメリハリ

		<p>あるインセンティブを検討する。</p> <p>○経済産業政策新機軸部会 第4次中間整理 ～ 成長投資が導く2040年の産業構造 ～ [令和7年6月3日]</p> <p>IV. 長期目標に向けた施策の進捗と今後検討が必要となる政策</p> <p>(10)イノベーション・スタートアップ</p> <p>③今後必要な施策</p> <p>【国として重要な技術領域への一気通貫での集中支援】</p> <p>(研究開発投資インセンティブの重点化・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発税制について、戦略的に重要な技術への企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進、製造業のみならず非製造業における研究開発の促進、中堅企業の成長につながる研究開発投資の拡大に関するインセンティブの強化を検討する。 ・研究開発税制等について、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化を検討する。 <p>○国家防衛戦略</p> <p>[令和4年12月16日閣議決定]</p> <p>1 防衛生産基盤の強化</p> <p>防衛産業において、防衛技術基盤の強化を通じた高度な技術力及び品質管理能力を確保することに加え、装備品の生産・維持・整備、改修・能力向上等を確保していく。</p> <p>2 防衛技術基盤の強化</p> <p>政策的に緊急性・重要性が高い事業の実施に当たっては、研究開発リスクを許容しつつ、想定される成果を考慮した上で、一層早期の研究開発や実装化を実現する。</p> <p>○防衛力整備計画</p> <p>[令和4年12月16日閣議決定]</p> <p>1 防衛生産基盤の強化</p> <p>サプライチェーンリスクを把握するため、サプライチェーン調査を実施する。新規参入を促進することでサプライチェーン強靱化と民生先端技術の取り込みを図る。さらに、同盟国・同志国等の防衛当局と協力してサプライチェーンの相互補完を目指す。これにより、安定的な調達に資するサプライチェーン強靱化を行っていく。</p> <p>2 防衛技術基盤の強化</p> <p>将来にわたって技術的優越を確保し、他国に先駆け、先進的な能力を実現するため、民生先端技術を幅広く取り込む研究開発や海外技術を活用するための国際共同研究開発を含む技術協力を追求及び実施するとともに、防衛用途に直結し得る技術を対象に重点的に投資し、早期の技術獲得を目指す。その際、関係省庁におけるプロジェクトとの連携、その成果の積極活用を進める。</p>
	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○ 防衛省における政策評価に関する基本計画について(防官企(防)第168号。令和5年3月29日)において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標:①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出、②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に</p>

		<p>事態を收拾③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同志国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除</p> <p>政策分野： いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤 いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤</p> <p>施 策： 防衛生産基盤の強化 防衛技術基盤の強化</p>																																								
	<p>③ 租税特別措置等により達成しようとする目標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○令和3年度～令和7年度までの目標 官民合わせた研究開発投資の総額を令和3年度から令和7年度までに約120兆円(5年間)にする。 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)</p> <p>○令和8年度以降の目標 令和8年度以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和7年度中を目途に第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本措置の目標についても同計画を踏まえ設定する。</p> <p>《成果指標》 国内研究開発投資の総額</p> <p>《目標値》 令和8年度以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和7年度中を目途に第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本措置についても同計画を踏まえ設定する。 (仮に、官民合わせた我が国の研究開発投資額の目標が現行と同等の約120兆円(5年間)となる場合(約24兆円/年)、本措置の期限となる令和8年度～令和10年度の3年間の目標値は約72兆円と計算できる。)</p> <p>《使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)》 令和6年科学技術研究調査(総務省)</p>																																								
	<p>④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</p>	<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>研究主体別研究費の推移(兆円)</p> <table border="1" data-bbox="614 1601 1404 1960"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>合計</th> <th>目標値(令和3～令和7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>19.7</td> <td>20.7</td> <td>22.0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>62.5</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>企業</td> <td>14.2</td> <td>15.1</td> <td>16.1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非営利団体・公共機関</td> <td>1.7</td> <td>1.7</td> <td>2.0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学等</td> <td>3.8</td> <td>3.8</td> <td>3.9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[出典：令和6年科学技術研究調査(総務省)]</p>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	目標値(令和3～令和7年度)	総額	19.7	20.7	22.0	-	-	62.5	120	企業	14.2	15.1	16.1	-	-			非営利団体・公共機関	1.7	1.7	2.0	-	-			大学等	3.8	3.8	3.9	-	-		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	目標値(令和3～令和7年度)																																			
総額	19.7	20.7	22.0	-	-	62.5	120																																			
企業	14.2	15.1	16.1	-	-																																					
非営利団体・公共機関	1.7	1.7	2.0	-	-																																					
大学等	3.8	3.8	3.9	-	-																																					

			<p>・本措置により、事業者は試験研究費の一定割合を税額から控除できるメリットを享受できるため、研究開発投資の維持・拡大やオープンイノベーションを促進するインセンティブとなる。</p> <p>我が国全体の研究開発投資の約7割を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p> <p>・日本の研究開発税制に関する主な検証として、Kasahara et al. (2014))によれば、研究開発税制(総額型)が導入されなかった場合、平成15年度の日本全体の研究開発投資が3.0~3.4%低下していたとしている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))によれば、平成27年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>○適用件数実績(うち、資本金1億円以下の法人分)</p> <p><一般型> 令和5年度 9,047件(4,910件) 令和6年度 9,650件(5,240件)(見込み) 令和7年度 9,650件(5,240件)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 令和5年度 5,638件(5,624件) 令和6年度 6,016件(6,000件)(見込み) 令和7年度 6,016件(6,000件)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型> 令和5年度 3,120件(1,974件) 令和6年度 2,941件(1,860件)(見込み) 令和7年度 2,941件(1,860件)(見込み)</p> <p>○将来推計</p> <p><令和8年度> ・一般型 9,650件/事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,016件/事業年度 ・オープンイノベーション型 2,941件/事業年度</p> <p><令和9年度> ・一般型 9,650件/事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,016件/事業年度 ・オープンイノベーション型 2,941件/事業年度</p> <p><令和10年度> ・一般型 9,650件/事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,016件/事業年度 ・オープンイノベーション型 2,941件/事業年度</p>

○業種別適用件数(実績)

業種別に適用件数をみると、一般型、中小企業技術基盤強化税制、オープンイノベーション型いずれも以下のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

○令和5年度一般型適用件数

業種名	適用件数	(うち資本金1億円以下の法人の適用件数)
総計	9,047	4,910
製造業	4,273	1,813
食料品	484	236
化学工業	594	178
金属製品	276	134
機械製造業	478	178
電気機械	443	171
輸送用機械	345	111
その他	1,653	805
卸売業	1,014	588
サービス業	1,760	1,249
その他	2,000	1,260

(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○令和5年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用件数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	5,638	5,624
製造業	3,412	3,410
食料品	312	311
化学工業	427	426
金属製品	406	406
機械製造業	462	462
電気機械	399	399
輸送用機械	141	141
その他	1,265	1,265
卸売業	845	839
サービス業	843	843
その他	538	532

(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○令和5年度オープンイノベーション型適用件数

業種名	適用件数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	3,120	1,974

製造業	1, 245	656
食料品	147	86
化学工業	154	57
金属製品	73	50
機械製造業	120	61
電気機械	159	74
輸送用機械	109	39
その他	483	289
卸売業	367	258
サービス業	775	603
その他	733	457

(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))

※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目によると、令和5年度の適用は3人(適用金額21百万円)となっている。近年の本措置の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。

【算定根拠】

- ・令和5年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。
- ・令和6年度及び令和7年度は、「令和6年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。
- ・令和8年度、令和9年度及び令和10年度は、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和7年度推計値と同数としている。

② 適用額

【国税】

○減収額実績

<一般型>

令和5年度 8,994億円(542億円)

令和6年度 9,594億円(581億円)(見込み)

令和7年度 9,594億円(581億円)(見込み)

<中小企業技術基盤強化税制>

令和5年度 258億円(250億円)

令和6年度 275億円(266億円)(見込み)

令和7年度 275億円(266億円)(見込み)

<オープンイノベーション型>

令和5年度 226億円(14億円)

令和6年度 214億円(13億円)(見込み)

令和7年度 214億円(13億円)(見込み)

○将来推計

<令和8年度>

- ・一般型 9,594億円

- ・中小企業技術基盤強化税制 275億円
- ・オープンイノベーション型 214億円

<令和9年度>

- ・一般型 9,594億円
- ・中小企業技術基盤強化税制 275億円
- ・オープンイノベーション型 214億円

<令和10年度>

- ・一般型 9,594億円
- ・中小企業技術基盤強化税制 275億円
- ・オープンイノベーション型 214億円

【地方税】

○減収額実績

<中小企業技術基盤強化税制>

令和5年度 18億円

令和6年度 18億円

令和7年度 18億円

<オープンイノベーション型>

令和5年度 0.96億円

令和6年度 0.84億円

令和7年度 0.84億円

(出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)

○将来推計

<令和8年度>

・中小企業技術基盤強化税制 18億円

・オープンイノベーション型 0.84億円

<令和9年度>

・中小企業技術基盤強化税制 18億円

・オープンイノベーション型 0.84億円

<令和10年度>

・中小企業技術基盤強化税制 18億円

・オープンイノベーション型 0.84億円

※国税における適用額の推計のうち、資本金1億円以下の法人分の推計額に法人住民税率(7.0%)を乗じた額を算出。

○業種別適用実績

業種別の適用金額では、一般型は輸送用機械の割合が約25.2%、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型では化学工業の割合それぞれ約17.1%、約48.3%と最も高くなっている。

○令和5年度一般型適用金額

(単位：百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	899,445	54,237
製造業	733,767	27,933
食料品	22,648	1,467
化学工業	129,315	4,553
金属製品	6,997	922
機械製造業	66,151	2,906
電気機械	79,377	4,064
輸送用機械	226,360	1,970
その他	202,919	12,050
卸売業	56,083	9,500
サービス業	33,566	8,376
その他	76,029	8,427

(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○令和5年度中小企業技術基盤強化税制適用金額

(単位：百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	25,762	25,021
製造業	18,653	18,207
食料品	1,511	1,507
化学工業	4,409	3,967
金属製品	1,655	1,655
機械製造業	2,635	2,635
電気機械	1,723	1,723
輸送用機械	759	759
その他	5,961	5,961
卸売業	3,476	3,187
サービス業	2,409	2,409
その他	1,224	1,218

(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○令和5年度オープンイノベーション型適用金額

(単位：百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	22,645	1,379
製造業	18,400	596

食料品	366	35
化学工業	10,931	312
金属製品	40	26
機械製造業	819	48
電気機械	671	27
輸送用機械	515	13
その他	5,057	134
卸売業	739	238
サービス業	478	217
その他	3,029	329

(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))

※なお、総務省「科学技術研究調査」令和6年調査結果(令和5年度実績)によれば、民間研究開発投資額(16.1兆円)のうち、製造業の割合は85.9%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(27.5%)」、「医薬品製造業(9.5%)」、「電子部品・デバイス・電子回路製造業(8.5%)」、「化学工業(6.4%)」となっているほか、非製造業の割合は14.1%となっている。

【算定根拠】

- ・令和5年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。
- ・令和6年度、令和7年度は、「令和6年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。
- ・令和8年度、令和9年度及び令和10年度は、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和7年度推計値と同数としている。

③ 減収額

適用額に同じ。

【算定根拠】

適用額に同じ。

④ 効果

《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》

研究主体別研究費の推移(兆円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	目標値(令和3~令和7年度)
総額	19.7	20.7	22.0	-	-	62.5	120
企業	14.2	15.1	16.1	-	-		
非営利団体・公共機関	1.7	1.7	2.0	-	-		
大学等	3.8	3.8	3.9	-	-		

○所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由

官民合わせた研究開発投資の総額を令和3年度より令和7年度までに約120兆円(5年間)にするとの達成目標に対して、令和3年度~令和5年度の研究開発投資総額の合計は約62.5兆円(3年間)であ

り、達成には至っていない。

また、所期の達成目標として引用している第6期科学技術・イノベーション基本計画は令和7年度で終期となるが、令和8年度以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和7年度中を目途に第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本措置の目標についても同計画を踏まえ、引き続き、企業の研究開発投資を増加させていくことが必要な状況であり、所要の重点化等を図った上で達成目標を設定する。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

令和6年科学技術研究調査(総務省)

《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

・令和5年度に総務省行政評価局が行った租特の効果検証に関する調査研究において、本措置の特徴として、直接的な因果メカニズムを前提に分析を行っても実態に即した効果が把握できないことに留意が必要等の指摘がなされている。学識経験者の見解としても、エビデンスレベルの高い適用群と非適用群の比較検証は困難との見解が示されている。

このため、研究開発に係る企業内部での意思決定過程において本措置がどのように機能しているかを明らかにするため、定性分析として、企業のCTO等に対するヒアリング調査により、直接的効果を把握した。

○研究開発税制が企業の研究開発投資の意思決定に与える影響(定性分析)

- ・研究開発税制の恩恵は大きい。税制の適用状況を含め役員等に報告している。事業戦略の中でも検討されている。
- ・研究開発税制の適用金額をまとめて幹部に説明している。本税制により営業キャッシュフローの改善に繋がっている。研究開発税制が研究投資額を増加するインセンティブになっている。
- ・研究開発税制の一般型を適用しており、それが前提となり研究開発投資をしている。研究開発投資の規模拡大には寄与していると思う。
- ・景気が悪化した際に縮小の抑制になる、税制が下支えになる機能は過去あったと思う。
- ・研究開発費がP/Lに計上される以上は業績の影響をどうしても受け、企業の研究開発部門は投資対効果を示すことが強く求められる現状がある。このような中で、研究開発税制は企業の研究開発投資マインドを後押しする非常に有効な施策であることは間違いない。企業が持続的なイノベーション活動を展開する上で、研究開発税制の長期的な維持と安定性の確保が必要。
- ・税控除があるから研究開発費を増やそうとはなっていないが、新規の事業に取り組むかどうかなど悩んだ際に、費用の面で背中を押してくれる制度として、ありがたいと思っている。
- ・研究費の内容は約半分が人件費。研究開発費を増やしたいし、特に博士人材を採用したいと思うが、人件費の要素が大きく増やすことにはためらいもあるため、研究開発税制はありがたい。

		<p>・税制にあわせて研究開発を行うような決定はしていない。元々会社としてやりたい、あるいはやるべき研究があった上で、制度があれば活用させてもらうということ。研究開発税制は研究開発投資の一助にはなっている。</p> <p>・研究開発税制があるから研究開発投資を増やしているといった直接的なインセンティブ効果はない。他方で、特定の研究開発投資の採算性を評価する際、現在価値を計算する際に税負担軽減分を織り込むので、間接的にはインセンティブがある。</p> <p>また、実施したアンケート調査において、本措置が研究開発投資の維持・拡大の後押しになっているか等を調査したところ、回答企業のうち、一般型は約73%(166社)、オープンイノベーション型では約79%(62社)が、自社の研究開発投資の維持・拡大に対して、本措置が大いに後押しとなっている又は後押しとなっていると回答している。</p> <p>○直接的効果の把握・分析手法及び直接的効果と考えられる理由</p> <p>・本措置の分析にあたっては、上述のとおり、エビデンスレベルの高い租特適用群と非適用群を創出した統計的手法による分析には限界があることから、ヒアリング調査及びアンケート調査により、本措置による企業活動の変化の有無を把握している。</p> <p>・いずれも本措置の効果のみを対象として調査を行っていることから、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本措置のみの直接的効果が把握されている。</p> <p>【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 令和7年度経産省アンケート調査 (有価証券報告書等で研究開発費を開示している上場企業2,500社に対してアンケートを実施(令和7年8月14日時点))</p> <p>《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —</p>
	<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p>	<p>企業が行う研究開発投資は、将来の経済成長の礎となるものであり、その成果は広く経済全体に恩恵を及ぼすものである一方で、成果が生まれるか分からない、成果が生まれるまで時間を要するといったリスクの高いもの。また、仮に成果を生んだとしても、競合他社に真似をされ、ただ乗りされてしまう可能性もあり、企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える(スピルオーバー効果)を持つなどの公共財的な性質を有するものである。</p> <p>科学技術・イノベーション基本法第20条においては、「国は、我が国の科学技術活動及びイノベーションの創出に係る活動において民間事業者が果たす役割の重要性に鑑み、民間事業者の自主的な努力を助長することによりその研究開発及び研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出を促進するよう、必要な施策を講ずるものとする」とされており、国は、大企業も含む民間事業者の果たす重要性に鑑み、必要な施策を講ずる必要がある。なお、多くの国が、研究開発税制のような制度により、大企業・中小企業にかかわらず、企業の研究開発投資への税制措置を行っているが、OECDは、税制を活用し、企業が研究開発に投資するための財政的インセンティブを提供していることについて</p>

			<p>て、「先端的な知識やその応用への追加的投資は外部波及効果や高い不確実性を伴うため、企業自身が得られる利益を超える恩恵をもたらす可能性があり、それが税の恩典の正当化につながる。」と報告している。</p> <p>なお、研究論文（Kasahara et al. (2014)）によれば、平成15年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー（池内（2022））によれば、平成27年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。</p> <p>研究開発税制については、平成29年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和3年度税制改正、令和5年度改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。</p> <p>しかしながら、令和3年度に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を令和3年度より令和7年度までに約120兆円にする」ことが目標として示されており、官民合わせた研究開発投資（名目）は増加傾向にあるが、目標（第6期基本計画中に約120兆円）とは乖離がある状況（第1回 総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会（令和6年12月24日））。このため、引き続き、企業の研究開発投資を増加させていくことが必要な状況であり、所要の重点化等を図った上で延長をすることが妥当である。</p> <p>一般に、研究開発投資を促す政策的な手段としては、税制に加えて、規制緩和、補助金等の予算事業による支援が考えられるため、これらの政策ツールとの税制の役割の違いについて述べる。</p> <p>規制緩和については、規制を理由に現在生まれていない市場を生み出す、または、これまで制限されていた市場を拡大するという効果が期待されるものである。しかし、これらの効果は、主に規制の強い産業領域において有効であり、規制緩和が行われた領域の周辺で影響を及ぼす。そのため、あらゆる分野のイノベーションが期待できる訳ではない。</p> <p>予算事業については、一般的には、財政的支援が有効であったとしても、税制よりも予算の方が効果的であると考えられるものもある。しかし、イノベーションがどのような領域の組み合わせによって生まれるかを事前に予測することは困難であること、研究開発は長期間継続し</p>

		<p>て行うことによって、はじめて成果が生まれるケースも多々あることから、民間企業の自由な発想にもとづく、研究開発を支援することも必要であり、税制のインセンティブを強化することが特に有効であると考えられるものもある。その意味で、研究開発税制は、研究開発テーマについて、特定のものに限定しておらず、市場原理、民間の創意工夫に基づいて、研究開発投資額を増やした領域に対してのインセンティブが生まれる仕組みとなっている。</p> <p>実際、OECDペーパー(Appelt, S. et al. (2016))においても、研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とでは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場原理に基づく措置であるとされており、上記の考え方も一致する。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号及び第292条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
12	有識者の見解	本事業の必要性等について異論はない。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	【事前評価】令和4年8月